

# 行政説明①

## 保健管理

体育保健課 健康教育班  
指導主事 小島 慶子

## 学校給食

体育保健課 健康教育班  
指導主事 宮崎 彩

# 新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年4月28日付け  
教体第142号

## 感染症対策の方針

衛生管理マニュアル最新版 令和5年5月8日版

- 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- 適切な換気の確保
- 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- 平時はこれ以外の対策は不要
  - ・ 学校教育活動においては、マスクの着用は求めない
  - ・ 学校給食の場面では「黙食」不要

**地域や学校において感染流行時には、活動場面に応じて必要な対策を一時的に講じること**



# 出席停止の基準について

## 学校保健安全法第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

令和5年4月28日付け  
教体第141号

	基準	期間
①	児童生徒の感染が判明した場合	発症した後 <b>5日を経緯し、かつ、症状が軽快した後一日</b> を経過するまで。
②	その他、校長が出席停止を必要と認める期間	<b>校長が</b> 必要と認める期間



# 健康診断及び事後措置の徹底

個

学校生活管理指導表  
保健調査票

集団

健康課題の見極め  
保健教育

学校医と  
の連携

**自己管理能力の育成**

保護者  
への  
働きかけ



# 令和5年度の健康診断について

令和5年2月10日付け  
教体第1132号

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由で実施できない場合は、**当該年度末日まで**に可能な限りすみやかに実施すること

実施を延期する場合

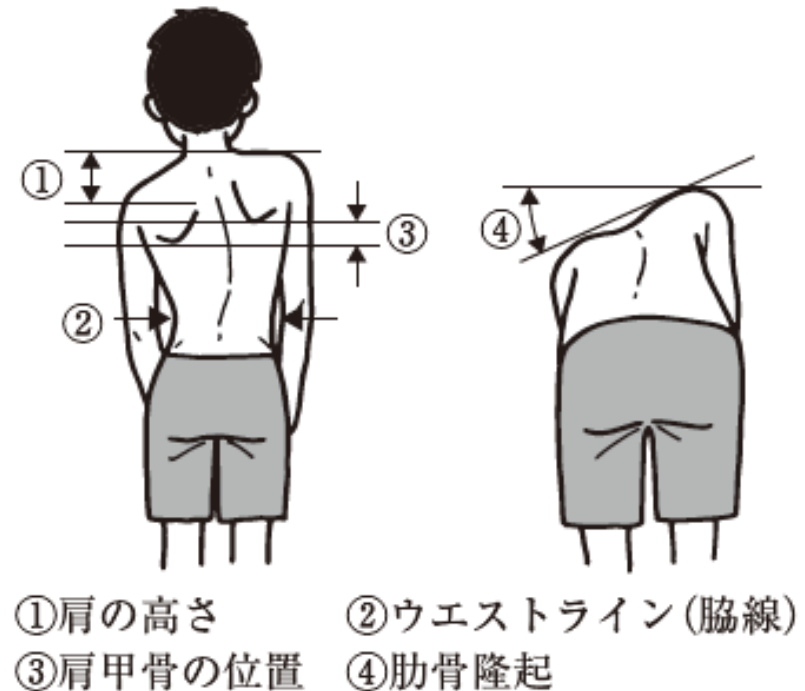
日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること



# 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

## 検査の意義

成長発達過程にある児童生徒等の脊柱・胸郭・四肢・骨・関節の疾病及び異常を早期に発見することにより、心身の成長・発達と生涯にわたる健康づくりに結び付けられる



「児童生徒の健康診断マニュアル」 日本学校保健会



# 脱衣を伴う検査における配慮について

令和5年3月9日付け  
健康診断実施要項

## 学校医との連携、児童生徒・保護者の理解

### 学校医

検査・診察時の服装も含め事前に打ち合わせを行い、**共通認識**をもって正確な診察・実施に努める。

### 児童生徒 保護者

正確な検査・診察を行う重要性や、プライバシー保護や心情への配慮のための工夫について、事まに**丁寧に説明し、理解を得る**。



# 脱衣を伴う検査における配慮について

令和5年3月9日付け  
健康診断実施要項

## 児童生徒等のプライバシーの保護や心情への配慮の工夫例

### 男女別

全ての校種  
学年で

### 診察

スペース  
ついたて等  
での仕切り

### 待機

スペース  
脱衣・更衣  
の場所確保

### 補助者

診察時に衣  
服にスペー  
スをつくる

### 服装

体を隠せる  
服装・タオ  
ル等の準備

### 待機

待機人数は  
最小限に



### 役割分担

同性の職員  
スタッフ





# 健康観察について

## 目的

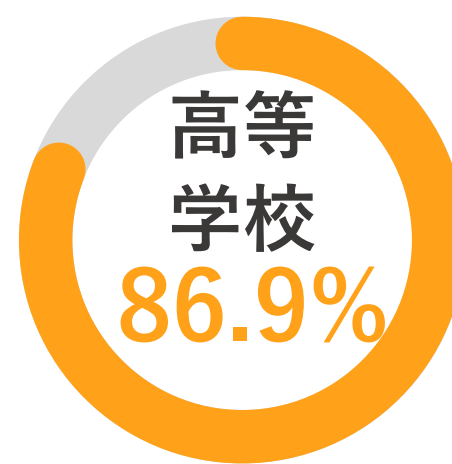
- **心身の健康問題**の早期発見・早期対応を図る
- 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、**感染拡大防止や予防**を図る
- 子供に自他の健康に興味・関心を持たせ、**自己管理能力の育成**を図る



# 健康観察について

## 実施率

学級担任等教職員が関わって結果を関係者で共有



令和4年度（2022年度）

健康教育実態調査



# アレルギー疾患取組について



アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有・ガイドライン、学校生活管理指導表（医師の診断）活用の徹底

日常の取組と事故予防

- ・ 学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・ 組織対応による事故予防

緊急時の対応

- ・ 研修会・訓練等の実施
- ・ 体制の整備



# 学校生活管理指導表の改訂について

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前: \_\_\_\_\_ (男・女) 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 日 提出日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この学校生活管理指導表は、学校生活に際しての特別配慮や留意事項が記載された紙面を複数枚作成するものです。

病名・治療	学校生活上の留意点	医師署名
<b>食物アレルギー (食物アレルギー-重篤の疾患あり)</b> 1. 卵白 2. 鶏卵(全卵)・卵黄 3. 小麦(小麦胚乳)・小麦粉・グルテン 4. 大豆 5. 乳(牛乳)・乳製品 6. 豚肉 7. 牛肉 8. 鶏肉 9. 魚(魚介類) 10. 甲殻類 11. きのこ類 12. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____
<b>食物アレルギー (食物アレルギー-重篤の疾患あり)</b> 1. 卵白 2. 鶏卵(全卵)・卵黄 3. 小麦(小麦胚乳)・小麦粉・グルテン 4. 大豆 5. 乳(牛乳)・乳製品 6. 豚肉 7. 牛肉 8. 鶏肉 9. 魚(魚介類) 10. 甲殻類 11. きのこ類 12. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____
<b>食物アレルギー (食物アレルギー-重篤の疾患あり)</b> 1. 卵白 2. 鶏卵(全卵)・卵黄 3. 小麦(小麦胚乳)・小麦粉・グルテン 4. 大豆 5. 乳(牛乳)・乳製品 6. 豚肉 7. 牛肉 8. 鶏肉 9. 魚(魚介類) 10. 甲殻類 11. きのこ類 12. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____

- アレルギー疾患に関する医学的知識に基づき記載する必要があるため、保護者ではなく、医師が記載するものであることを明示。

- 情報共有に関する保護者の同意欄をわかりやすく表示。

- 緊急性を要する疾患を表面へ移動。

学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)

名前: \_\_\_\_\_ (男・女) 年 月 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 日 提出日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※この学校生活管理指導表は、学校生活に際しての特別配慮や留意事項が記載された紙面を複数枚作成するものです。

病名・治療	学校生活上の留意点	医師署名
<b>アレルギー性鼻炎 (アレルギー性鼻炎)</b> 1. 花粉 2. 塵埃 3. 動物の毛皮 4. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____
<b>アレルギー性鼻炎 (アレルギー性鼻炎)</b> 1. 花粉 2. 塵埃 3. 動物の毛皮 4. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____
<b>アレルギー性鼻炎 (アレルギー性鼻炎)</b> 1. 花粉 2. 塵埃 3. 動物の毛皮 4. その他( )	<b>学校生活上の留意点</b> 1. 禁止事項 2. 留意事項 3. その他( )	医師署名 氏名: _____ 電話番号: _____ 住所: _____ 郵便番号: _____

学校における自衛の対応及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等に共有することと同意します。

保護者署名: \_\_\_\_\_

- 学校生活上の留意点の「保護者と相談し決定」の文言を変更。

- 緊急時連絡先は地域の救急機関などであることを本文に例示。



# 学校生活管理指導表の保険適用について

令和4年4月11日付け  
教体第48号

アレルギー疾患のうち、**アナフィラキシー及び食物アレルギーに該当するものについての保健医療機関の生活管理指導表の交付が、保険適用の対象**になった。

本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療状況の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報提供する必要があること。

**主管する自治体の対応を参照すること**



# アレルギー疾患を持つ児童生徒の状況

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
食物アレルギーのある児童生徒数	2039 (1966)	1089 (1048)	535 (403)	66 (62)
学校生活管理指導表提出者数	1803 (1742)	841 (888)	135 (137)	60 (58)
エピペンを処方	297 (281)	138 (115)	68 (55)	7 (5)

( ) は令和3年度数値 (人)

令和4年度 (2022年度) 健康教育実態調査



# アナフィラキシーショックについて

発生報告数	R 2	R 3	R 4
小学校	4	2	4
中学校	0	1	0
高等学校	1	1	1
特別支援学校	0	0	0

令和4年度の内訳

既往歴なし、初発・・・・・・・・・・1件

既往歴あり、エピペン所持・・・・4件

発生状況・・・・・・・・・・・・4件給食後の昼休み明け  
1件5時間目の体育後

発生時には様式G【アナフィラキシーショック】発生報告



# アレルギー校内研修について

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
ガイドラインの内容	76.5%	70.6%	49.1%	45.5%
関係機関の連絡等の訓練	31.6%	28.1%	9.8%	18.2%
エピペンの取り扱い	64.5%	60.6%	54.1%	40.9%
その他の研修	11.4%	14.4%	13.1%	22.7%
行う予定はない	0%	1.9%	9.8%	9.1%

令和4年度（2022年度） 健康教育実態調査

ポイント「いつ発生しても対応できるように**備える**」

- ・プライバシーに配慮した**情報共有**
- ・**校内研修**の充実



**組織的対応**





# 歯科保健について



はみがきでたべかすなどを除去する



糖などをとりすぎない



フッ化物洗口で歯質を強化する

むし歯の予防法は、むし歯菌、食物、歯の質の**3**つ。  
だから予防法も**3**つ。



# 歯科保健について



県：健康づくり推進課

全国：文部科学省学校保健統計調査速報



# フッ化物洗口について

関係者で協議の場を設け、安全で継続したフッ化物洗口の実施

令和4年12月21日付け  
教体第965号

## 一つの機関又は特定の人に役割や負担が集中しないことが重要

- 1 関係者 市町村保健部局、市町村教育委員会、各学校
- 2 実施時期 令和5年度のできるだけ早い時期
- 3 協議内容
  - ・新型コロナウイルス感染予防を踏まえた実施手順について
  - ・薬剤等の管理について
  - ・役割分担の確認について
  - ・安全で円滑なフッ化物洗口に向けた共通理解

市町村  
保健部  
局

市町村  
教育  
委員会

学校



# フッ化物洗口について

<様式6> **※ 係留欄に貼って、確認しながら行ってください。**

**新型コロナウイルス感染予防を踏まえたフッ化物洗口実施手順**

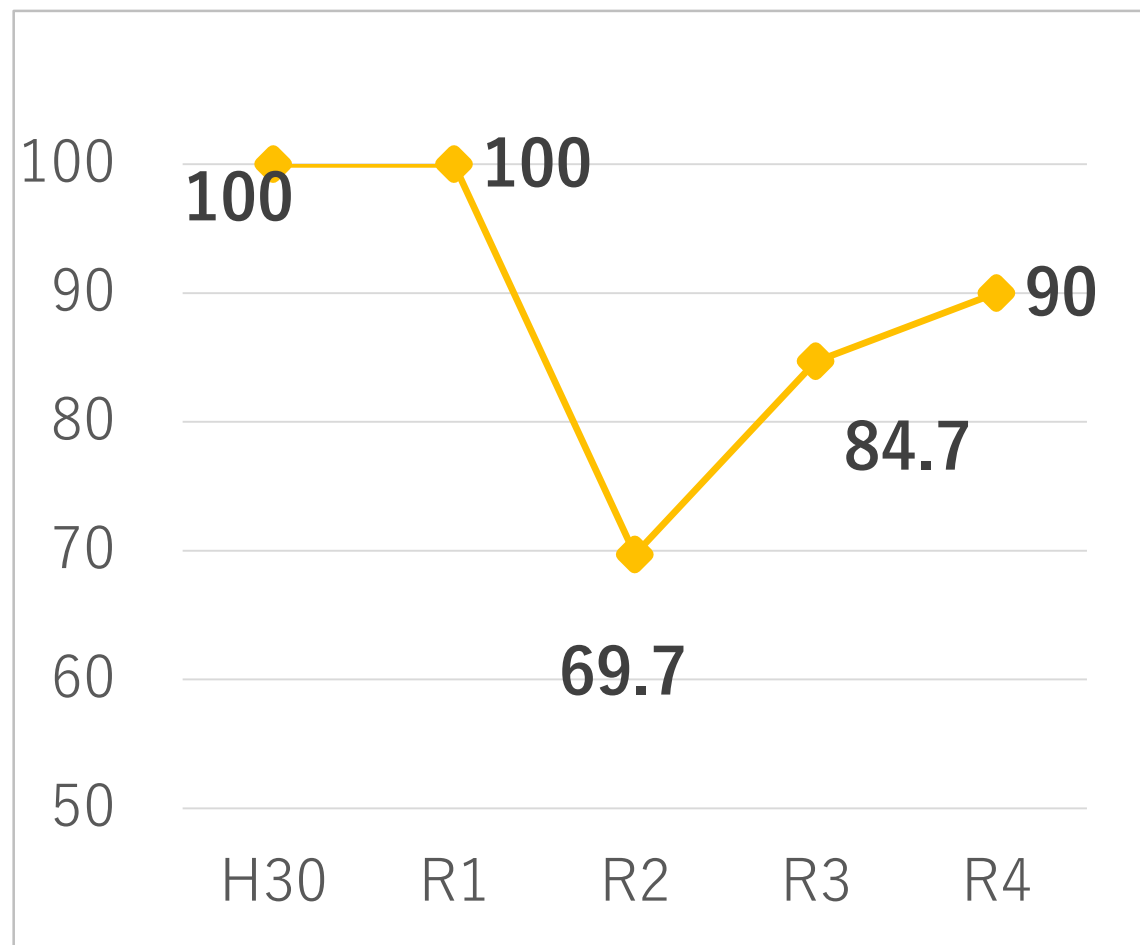
1. 洗口剤の使用量と残量をフッ化物洗口薬剤出納簿につけ、残りの洗口剤は施設された場所に保管する。
2. 洗口液の作成や分注は発熱等の風邪症状がない者が行い、石けんでの十分な手洗い後に実施する。  
 ※ 洗口液の作成や分注はなるべく少ない人数で行う。ただし、確認は2人体制で行う。  
 ※ 教室で行う際は十分換気を行う。
3. ポリタンク（またはディスペンサー付きボトル）にフッ化物洗口剤（ミラノール、オラプリス（ ）gを（ ）包入れ、少量の水を入れ、よく振って溶かす。
4. ポリタンク（またはディスペンサー付きボトル）に、残りの水（ ）mLを入れる。  
 ※ ポリタンクで作成した場合は、作成後ディスペンサー付ボトルに分ける。
5. ボトルのディスペンサーを { ( ) 1回 } / { ( ) 2回 } 押し、一人当たり10mLを、紙コップに分注する。  
 ※ ボトルの種類により、一押しの量が異なるので、確認すること  
 ※ 感染予防の観点から、使用するコップは、できれば、個人用コップより紙コップの方が望ましい。
6. 全員にコップがわたったら、一言に洗口液を口に含み、すべての歯にゆきわたるように、ブクブクうがいを（ ）間続ける。
7. 1分間が過ぎたら洗口をやめ、各人のコップに口を近づけ、洗口液が飛び散らないように、極力下方に静かに吐き出す。（場合によっては、ティッシュを先にコップに入れてから吐き出すなどの工夫をする）  
 ※ 洗口後30分はうがいをしたり、飲食物をとらないように気をつける。
8. 洗口後のコップを回収する。  
 ※ 回収する人は、手袋を着用するか、回収後に十分に手洗いをする。  
 ※ 回収の際に、子どもが、他人の使用した容器に触れないようにすることや洗い場に子どもが密集しないようにするなど、実施方法を工夫する。

**★ディスペンサー付きボトルの消毒方法**

- ① 水により十分洗浄する。
- ② 約0.02%の次亜塩素酸ナトリウム薬液に5分以上浸漬した後、よく水洗いする。
- ③ 水を切り、よく乾燥する。

※ ディスペンサー付きボトルは、上記①、③を基本とし、夏休みなど長期休暇の前などには適宜消毒を行う。

## フッ化物洗口の実施率の推移 (%)



県：健康づくり推進課



# 歯科保健推進スローガンについて

令和4年11月8日付け  
教体第830号

スローガン  
「しっかりみがいて 元気な歯」

ロゴマーク



しっかりみがいて 元気な歯  
©2010 熊本県くまモン



©2010 熊本県くまモン

体育保健課ホームページからダウンロード可

熊本県 歯の健康スローガン

しっかりみがいて 元気な歯



しっかりみがいて 元気な歯  
©2010 熊本県くまモン



歯をみがこう。



甘いもの  
食べすぎない。



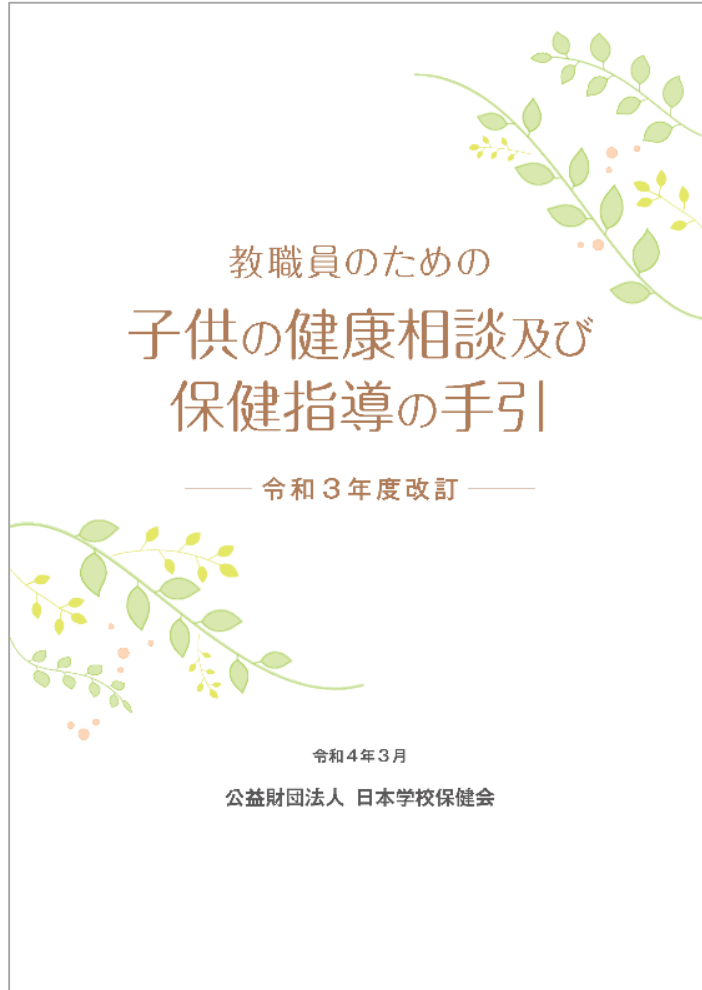
フッ化物洗口  
をしよう。  
(希望者のみ)

大切な歯を守るためにやってみよう。続けよう。

熊本県教育委員会



# 健康相談について



## 目的

児童生徒の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、



**学校生活によりよく適応していけるように支援していく**



# 健康相談について

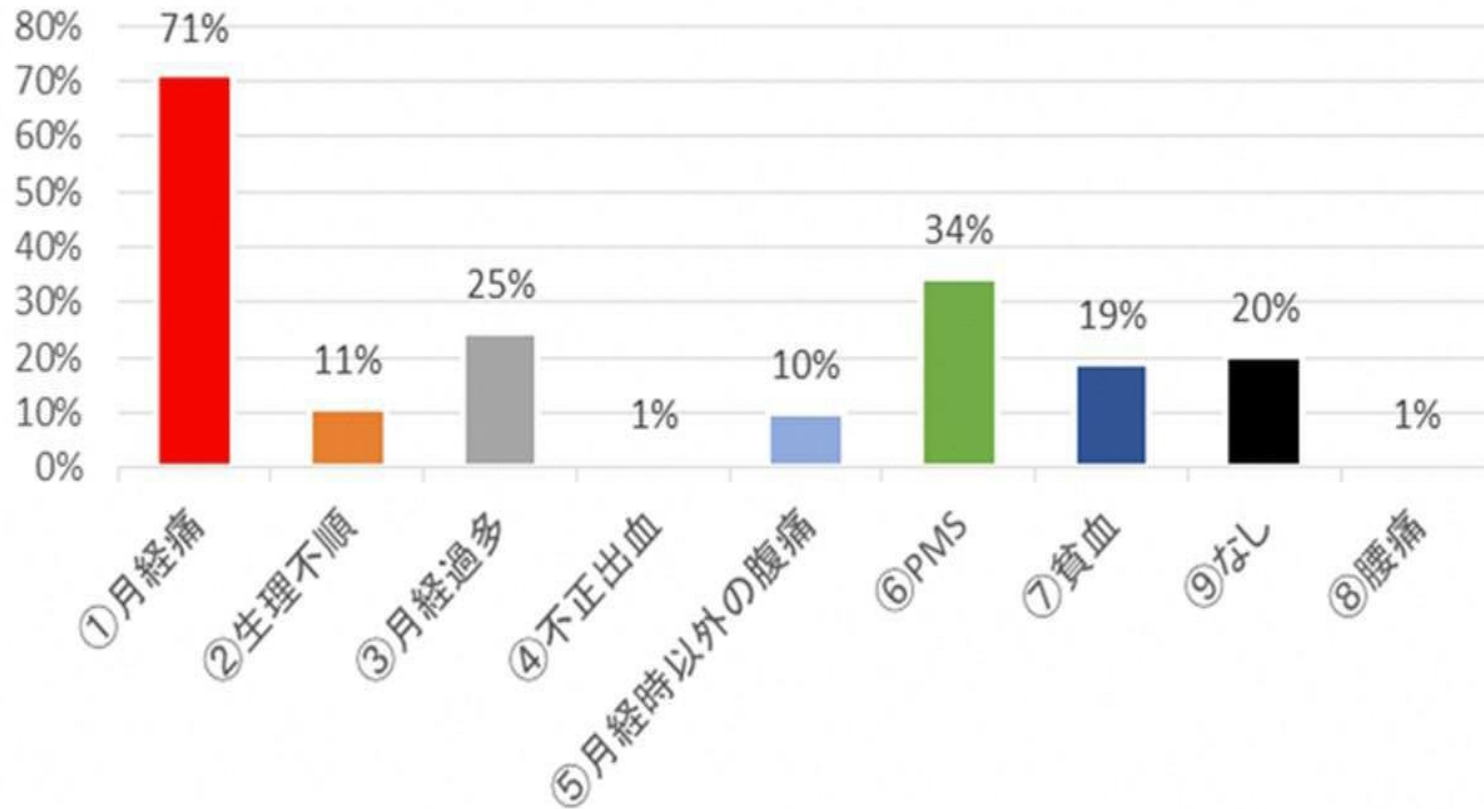
## 実施上の留意点

- ・ 学校保健計画に健康相談を位置付け、計画的に実施する。
- ・ 状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものがある。
- ・ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分に行う。
- ・ 相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進める。
- ・ 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
- ・ 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。



# 思春期女子の月経随伴症状と対応について

中高生女子における  
学業・運動に与える月経関連症状



▶ 思春期女子の**約80%**は月経痛、月経前症候群、月経過多などで日常生活・勉強・スポーツが妨げられている。

▶ 早期の適切な治療で改善する。  
学校において、生徒が、そして教員同士が相談できる環境づくりが重要。





# 思春期女子の月経随伴症状と対応について

思春期の女子の月経異常等を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることは、児童生徒等の健やかな成長の観点から重要



## ポイント

- ・ 所見を有する児童生徒の把握
- ・ 相談体制の整備
- ・ 適切な治療へのつなぎ



# 子宮頸がんワクチンについて

HPVワクチンは、平成25（2013年）6月から、積極的な勧奨を一時的に差し控えていたが、令和3年（2021年）11月に、専門家の評価により「積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、**令和4年4月から、個別の勧奨**を行うことになった。

「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」  
厚生労働省（令和3年11月26日通知）



# 色覚について

学校保健法施行規則改正（平成15年4月1日施行）

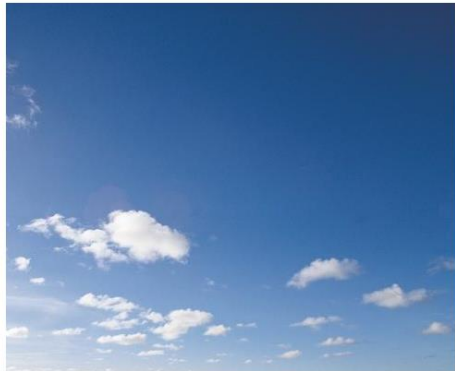
## 健康診断の必須項目から「色覚の検査」削除

- ①学校医による健康相談において、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、  
**必要に応じ適切な対応ができる体制を整えること**
- ②教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、  
**色覚の特性について配慮を行うとともに適切な指導を行うこと**



# 色覚について

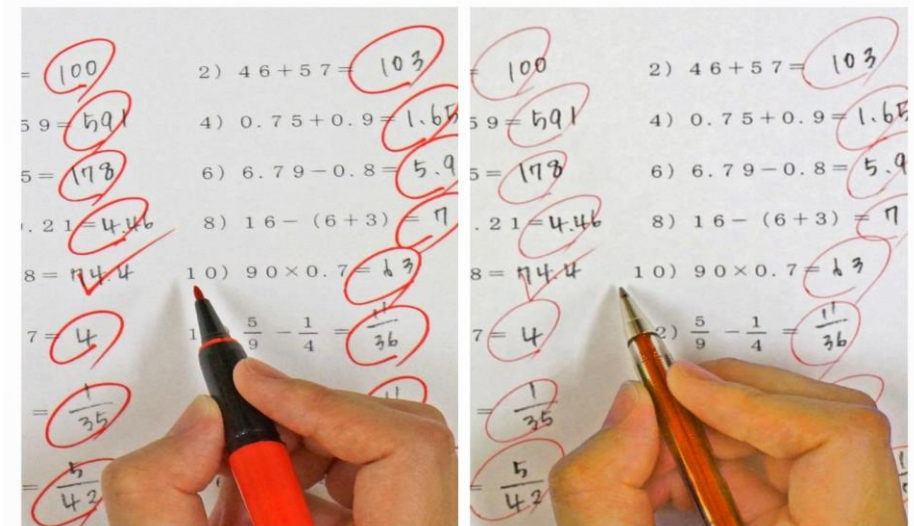
## 色覚に関する指導の資料



文部科学省

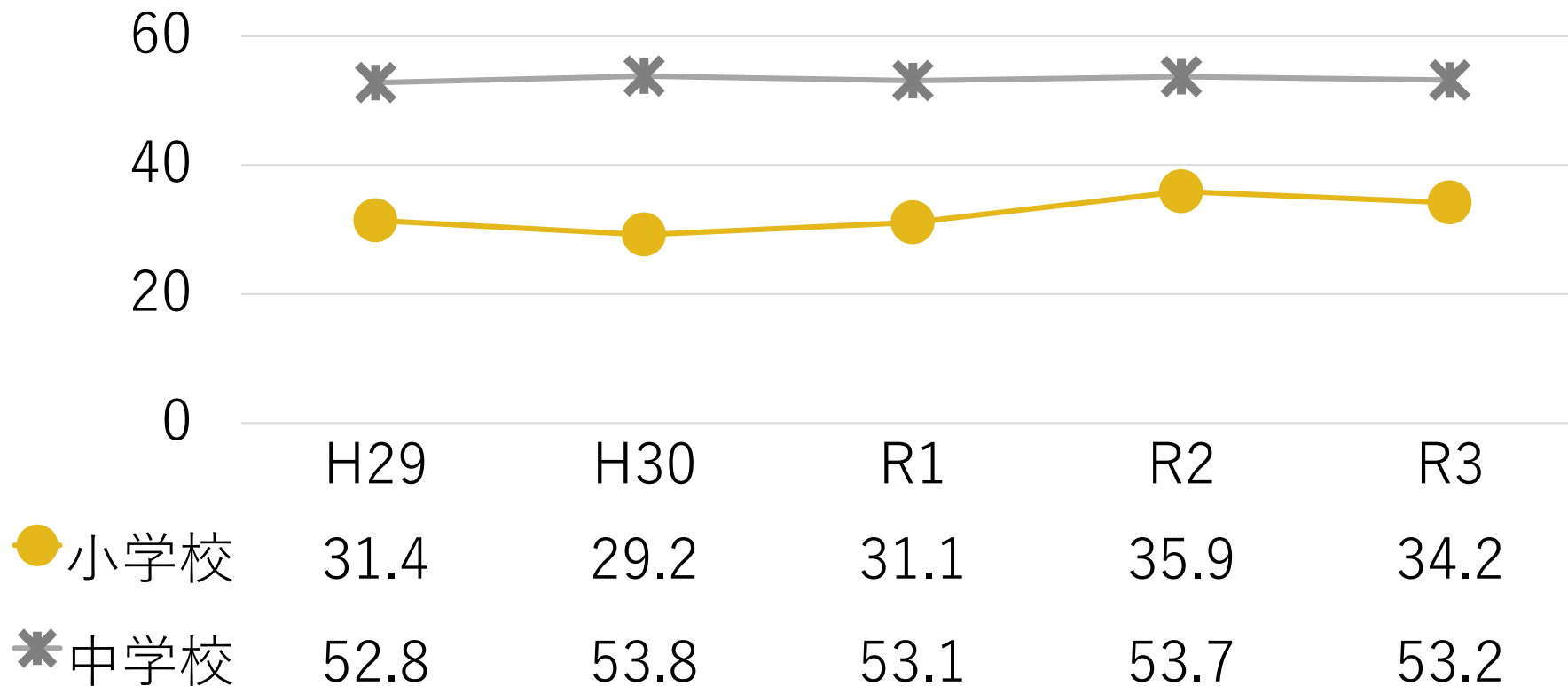
## 学校における 色覚に関する資料

公益財団法人日本学校保健会



# 視力について

## 熊本県の児童生徒の裸眼視力1.0未満の者の割合 年次推移



文部科学省学校保健統計調査から  
熊本県 裸眼視力 1.0 未満の者の割合 (%)



# 視力について

## 啓発資料の積極的活用

タブレットを使うときの5つのやくそく

- タブレットを使うときは姿勢よくしよう  
・タブレットを見るときは、目から30cm以上はなして見よう。
- 30分に1回はタブレットから目をはなそう  
・30分に1回はタブレットの画面から目をはなして、20秒以上、遠くを見よう。
- ねる前はタブレットを使わないようにしましょう  
・ぐっすりねるために、ねる1時間前からはデジタル機器を使わないようにしましょう。
- 自分の目を大切にしよう  
・時間を決めて遠くを見たり、目がかわかないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしよう。
- ルールを守って使おう  
・45分使ったら1回休憩、学校のタブレットはべんきょうに関係のないことに使わないなど、学校やおうちのルールを守って使おう。



30cm 以上  
30分 に1回

- タブレットを使うときは姿勢よくしよう  
・タブレットを見るときは、目から30cm以上はなして見よう。
- 30分に1回はタブレットから目をはなそう  
・30分に1回はタブレットの画面から目をはなして、20秒以上、遠くを見よう。



# 脳脊髄液減少症について

平成28年4月1日から、**硬膜外自家血注入療法(ブラッドパッチ療法)が保険適用**

※学校の管理下における負傷による当該症状の治療で、**保険診療の対象となるものについては、独立行政法人スポーツ振興センターが実施する災害給付の対象になる**

- 事故発生後、症状が見られる場合には、安静を保ちつつ医療機関で受診をさせたり保護者に連絡して医療機関の受診を促すなどの適切な対応が行われるようにする。
- 事故後の後遺症として、通常の学校生活を送ることに支障が生じているにもかかわらず単に怠慢である等の批判を受け、十分な理解を得られなかったことなどの事例がある。
- 教職員等の脳脊髄液減少症に関する理解を深める。必要に応じ、個々の児童生徒等の心身の状態に応じ、学習面を含め学校生活の様々な面で適切に配慮する。



## てんかん発作時の対応について（座薬挿入）

学校現場で児童生徒がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員が、坐薬を自ら挿入できない本人に代わって挿入する場合が想定されるが、緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件\*を満たす場合には医師法違反とはならない。

（\* 4つの条件は資料参照のこと）

文部科学省事務連絡 平成28年2月29日（一部抜粋）





# てんかん発作時の対応について 口腔溶液（ブコラム®）の投与について

学校、保健所、幼保連携認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフが、口腔溶液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合は想定されるが、緊急やむ得ない措置として行われるものであり、次の4つの条件を満たす場合には医師法違反とはならない。（\*4つの条件は資料参照のこと）

文部科学省事務連絡 令和4年7月19日（一部抜粋）

使い方参照 <https://www.buccolam.jp>

ブコラムを使用される  
お子さんの介護者の  
方のための情報サイト



てんかん重症状態の治療のために、ブコラム口腔溶液を使用される患者さんまたはその介護者の方に、以下について確認いただくための情報サイトです。  
「ブコラムの使い方、使用時の留意事項、疾患に関する情報、など」

ブコラムを使用される  
教職員または保育士など  
教育・保育現場の  
方のための情報サイト



教職員または保育士など教育・保育現場の方々を対象に、以下について確認いただくための情報サイトです。  
「ブコラムの使い方、形状見本の提供、など」



# 生理用品の配備について

## 【これまでの経緯】

令和3年4月14日付け

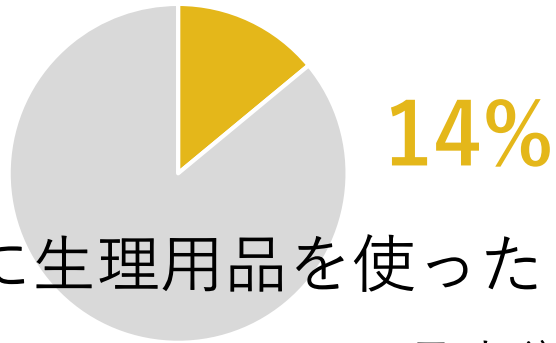
「内閣府が実施する女性の相談支援及び子供の居場所づくりに係る交付金の促進活用について」

コロナ禍における児童生徒の心身の影響を考慮した日常的な**相談体制の構築**や、生理用品等を用意できない児童生徒の**背景にある要因にも着目**し、保健室等に備えている生理用品を渡した場合に返却を求めないなどの対応とあわせて適切に支援する。

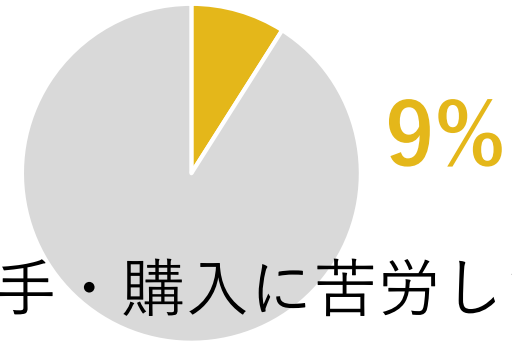


# 生理用品の配備について

県立学校では令和4年10月から全校実施



期間中に生理用品を使った



生理用品の入手・購入に苦労している

県立学校における検証結果より

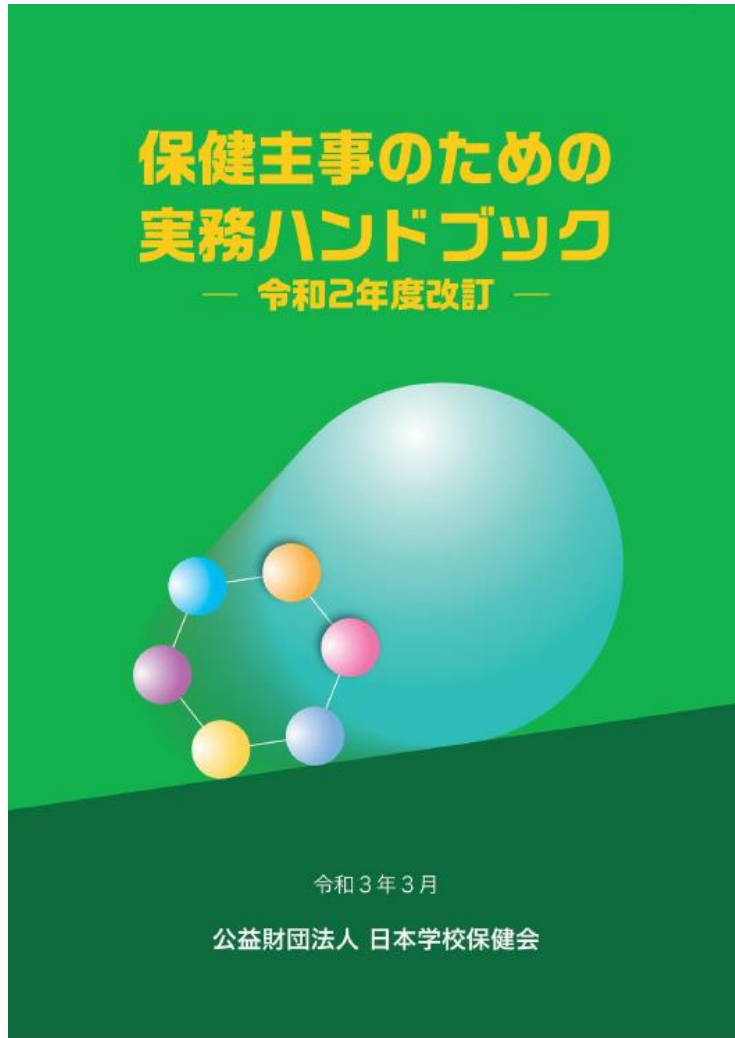


**安心して学習できる環境づくり**

- \* 衛生面への配慮
- \* 一部の教職員の負担とならないよう組織的に対応する



# 保健主事について



## 【法的根拠】

学校教育法施行規則第45条  
小学校においては、保健主事を置くものとする。

※中学校、高等学校、中等教育学校、  
特別支援学校にもそれぞれ準用する。



# 保健主事について

## 保健主事の役割と実務

本冊子では、第2章で役割について、第3章で実務について説明しています。

はじめに読みましょう

### 学校保健と保健主事

>第1章P.1~

一年間の見通しをもちましょう

### 保健主事の一年間

>第3章P.31~

#### 学校保健と学校全体の活動との調整 >第2章P.6~

P.6~保健管理  
P.8~保健教育  
P.8~組織活動の推進

第3章P.31~

#### 学校保健計画の作成と実施 >第2章P.9~

P.9~内容  
P.10~作成の手順  
P.11~作成上の留意点  
P.11~実施に当たって

第3章P.38~

#### 学校保健に関する組織活動の推進 >第2章P.12~

P.12~教職員の協力体制の確立  
P.13~家庭・地域社会との連携  
P.14~学校保健委員会の開催

第3章P.43~

#### 学校保健に関する評価の実施 >第2章P.17~

P.17~評価の観点及び内容  
P.18~機会と方法  
P.18~配慮事項

第3章P.55~

マネジメントの視点が大切です

### 保健主事に求められるマネジメント

>第2章P.20~



## 【役割】

- 学校保健と学校全体の活動に関する調整
- 学校保健計画の作成
- 学校保健に関する組織活動の推進
- 学校保健に関する評価の実施
- 学校保健活動のマネジメント

学校保健を推進する上での  
キーパーソン



# 学校保健委員会の開催について

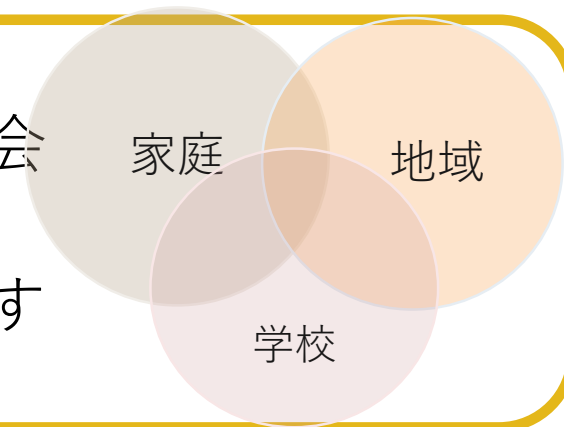
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1回開催した	47.6%	58.1%	93.4%	81.8%
1回以上開催した	49.4%	39.4%	3.3%	18.2%
開催していない	3.0%	2.5%	3.3%	0%

令和4年度（2022年度） 健康教育実態調査

学校関係者が学校の健康課題について検討する機会



**家庭や地域と連携して** 健康課題の解決を目指す



# 学校給食実施基準に基づく適正な学校給食の提供

- 児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮した献立作成

集団の特性を把握 ⇒ 提供する給食の給与栄養量を算定  
⇒ 給食配膳、食事指導等の実態 ⇒ 評価

\*学校給食実施基準等の一部改正について（令和3年2月12日付け文部科学省）

- ふるさとくまさんデー

<目的>

学校給食を通して、地場産物の活用促進を図ることにより、身近な地域はもとより熊本県内の自然や食文化、産業について関心・理解を深めさせるとともに、郷土を愛する児童生徒の育成を図る。

- ・ 月に1回、ふるさとくまさんデーを実施  
(県内の特産物を使った特徴ある郷土料理の給食を実施)

# 学校給食における衛生管理

## 学校給食衛生管理基準に沿った学校における衛生管理

### (1) 施設設備の衛生管理

配膳室、外部業者から直接納入される食品の検収、水道水、教室やランチルーム等の食事環境、廃棄物の処理など

### (2) 検食

責任者を定め、確認、記録

### (3) 給食当番活動

学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況を記録

### (4) 学級担任等の役割

衛生管理に配慮した給食指導の充実、マニュアル等に沿って適切に対応

### (5) 給食時に発生した嘔吐物への対応

当該・周囲の児童生徒への対応、嘔吐物や食器具の処理



# 学校給食における危機管理対応

## 〈事故例〉

- 1 食中毒
  - 2 異物混入
  - 3 食物アレルギー
- 等

- 未然防止の徹底
- 発生時の迅速な対応

学校給食衛生管理基準食に関する指導の手引き

## ○学校給食衛生管理基準

- |    |                            |
|----|----------------------------|
| 第1 | 総則                         |
| 第2 | 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準 |
| 第3 | 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準    |
| 第4 | 衛生管理体制に係る衛生管理基準            |
| 第5 | 日常及び臨時の衛生検査                |
| 第6 | 雑則                         |

※学校給食衛生管理基準の施行について（通知） [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1283821.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm)

## ○食に関する指導の手引き

### 第5章 第3節 「学校給食におけるリスクマネジメント」

校内マニュアル等を整備し、全教職員で共通理解を図った上で組織的に運用することが学校給食における事故の未然防止や適切で迅速な対応につながることを示し、食中毒・異物混入・食物アレルギー・窒息事故について、〈未然防止のポイント〉と〈発生時対応の留意点〉をそれぞれまとめている。

# 学校給食におけるリスクマネジメント

## I 食中毒の防止

教室等での給食当番等における衛生管理に注意

「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食当番の健康状況の把握

### 給食当番チェックリスト

- 下痢をしているものはいない。
- 発熱、腹痛、嘔吐をしていない。
- 衛生的な服装をしている。
- 手指は確実に洗浄した。

- ・ 児童生徒の胃腸炎の症状（腹痛・下痢・嘔吐等）がある場合は、給食当番を交代
- ・ 給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前、用便後の手洗いを励行
- ・ 校内で嘔吐があった場合の嘔吐物の対応については、全職員が共通理解を図った上で適切に対応
- ・ 食器具に嘔吐物が付着した場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度1000ppmに10分）に浸して一時消毒を行った後、消毒済みであることがわかるように給食調理施設に返却

- ① 迅速に処理（換気・被せる・かける）する。
- ② 嘔吐物の処理は職員が行う。
- ③ 処理は一人で行う。
- ④ 他児童生徒を嘔吐物に近づけない。

食に関する指導の手引き ～第二次改訂版～ より

# 学校給食におけるリスクマネジメント

## 2 異物混入の防止

### 教室等での混入の可能性も想定し、未然に異物の混入を防止する手立て

- ・配膳室は施錠するなど、児童生徒や部外者が立ち入ることのないよう、施設管理を徹底
- ・納入業者が直接届ける食品などについては、検収責任者を決め、納品時の温度や賞味期限などを確認し、その記録を適切に保管
- ・納入された食品は、給食開始まで適切に保管（例：米飯やパンなどの主食・牛乳・デザート等）
- ・教室内のほこりが食品に混入することを防ぐため、配膳前及び配膳中は、児童生徒は静かに着席して待つよう指導
- ・教室内の不要物は処分し、画鋲や釘等の金属製品は適切に収納

# 学校給食におけるリスクマネジメント

## 2 異物混入の防止

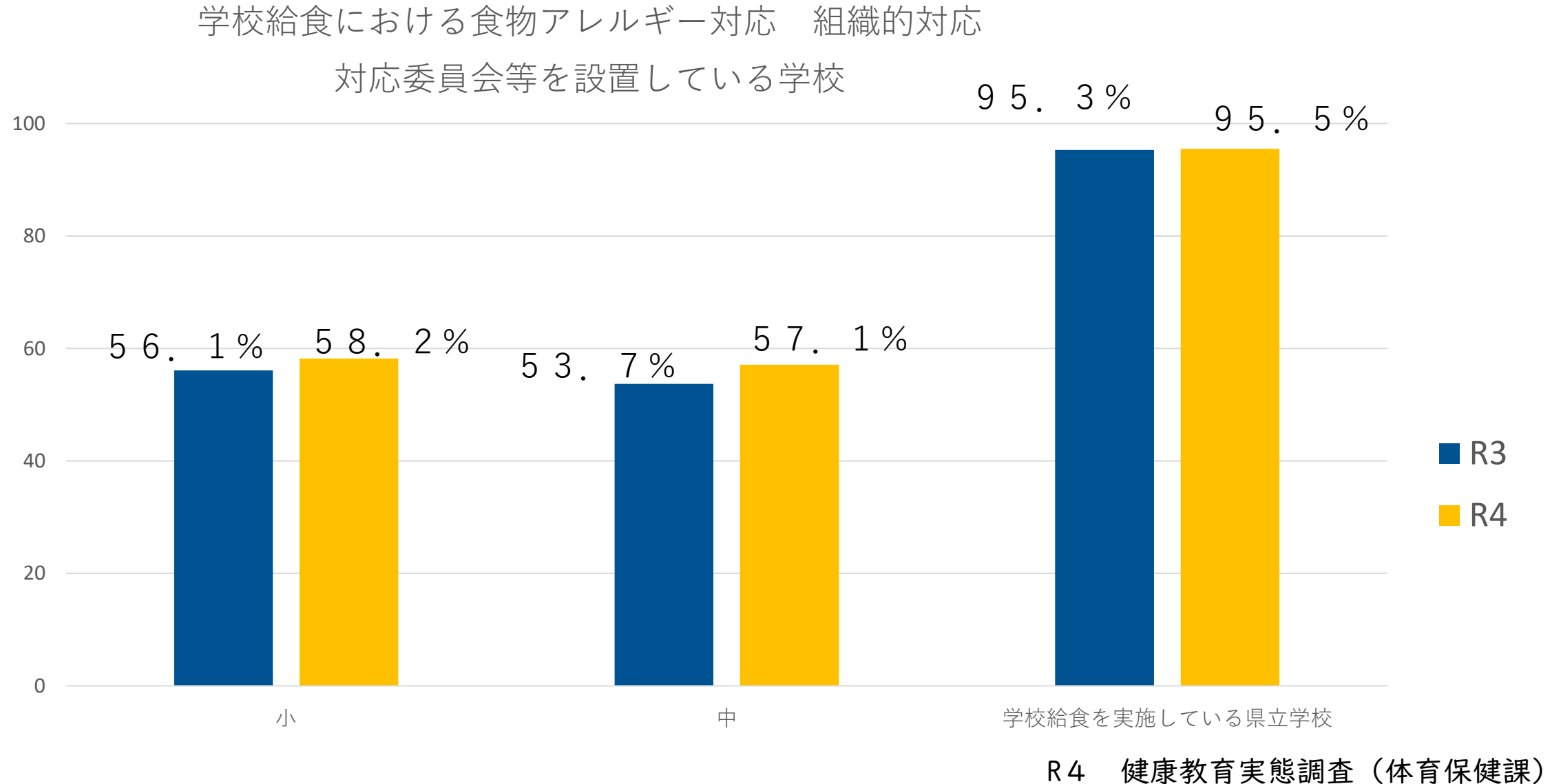
- ・ 児童生徒に対し正しい身支度を指導  
特に児童生徒の毛髪が配食中の食缶や配食後の食品に入ることがないように、給食当番だけでなく個々に注意が必要
- ・ ヘアピン、安全ピン、体操着のファスナーなど、児童生徒が普段から身に付けている金属類についても十分な注意が必要
- ・ 学習用品の中で異物となりやすいものには、クリップ、鉛筆及びシャープペンシルの芯、裁縫道具、実験器具類など  
給食前に適切に収納するよう指導
- ・ ケガの手当てに使用する絆創膏等は、水分を含むことで取れやすくなり、異物混入の原因となることがある  
給食当番を行う児童生徒が手指のケガにより絆創膏をしている場合は、食品の盛り付けを行わないなど給食当番の分担を配慮
- ・ 必ず学級担任等が配食に立ち会い、給食当番の活動を指導

# 学校給食におけるリスクマネジメント

## 3 食物アレルギー対応

- ・ 全教職員が食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について共通理解
  - ・ 給食の受け取りに際しては、決められた確認作業（指さし声出し）を決められたタイミングで行い、誤食を予防
  - ・ 主に対処を行っている学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎ
  - ・ 校内アレルギー対応委員会等を開催し、全教職員の共通理解のもと組織で対応
  - ・ 文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、事故発生時を想定した校内研修を実施
- ※緊急時の対応については、文部科学省作成のDVD、熊本県教育委員会作成の「学校におけるアレルギー対応の手引き」等を活用し、全教職員で共通理解

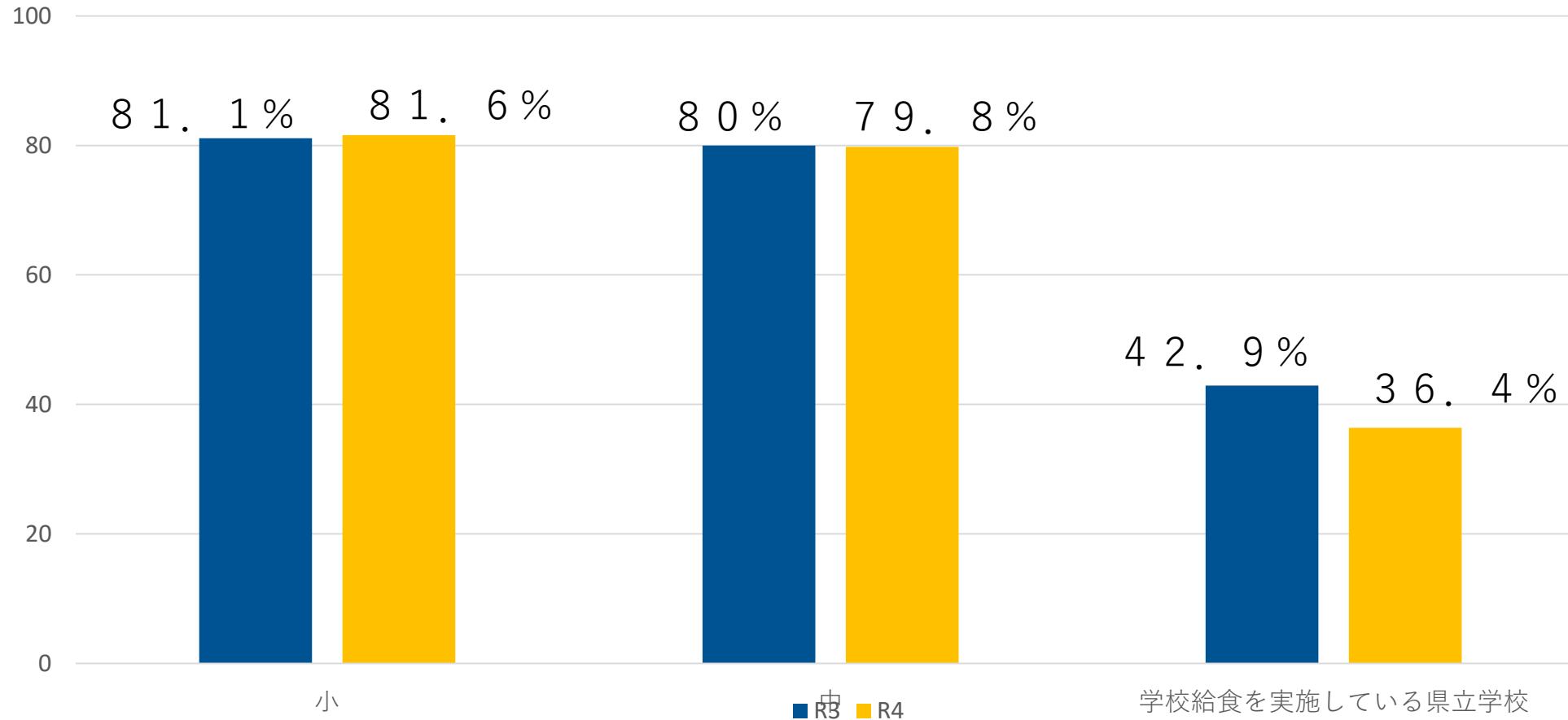
# 学校給食における食物アレルギー対応 組織的対応体制



○ 対応委員会等を設置している学校の割合がやや上昇した

# 学校給食における食物アレルギー対応 組織的対応体制

学校給食における食物アレルギー対応 組織的対応  
職員会議や研修の中で情報共有や検討を行っている学校



R4 健康教育実態調査（体育保健課）

○ 職員会議や研修の中で情報共有及び検討を行っている学校の割合は、小中学校ではほぼ変わらなかったが県立学校では減少していた。

# 学校給食における食物アレルギー対応 組織的対応体制

## 学校での対応

### ① アレルギー対応委員会の設置

- ・具体的なアレルギー対応について、一定の方針を定める
- ・児童生徒ごとの取組プランを作成する
- ・症状の重い児童生徒に対する支援を重点化する

### ② 全教職員で対応

- ・特定の教職員に任せずに、組織的に対応する

### ③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施

- ・DVD「緊急時の対応」等を活用する



文部科学省・(公財)日本学校保健会

## 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を用いた情報のながれ

### 保護者

- ・主治医への管理指導表の記載の依頼、学校への提出
- ・管理指導表に基づく、学校との具体的取組に関する協議 など



### 学校・教育委員会

- ・アレルギー疾患があり、学校での対応を希望する児童生徒等の保護者への管理指導表の提出依頼
- ・管理指導表に基づく、具体的取組に関する保護者との協議
  - ・児童生徒等に対する取組の実施
  - ・緊急時に備えた体制の整備 など



学校生活管理指導表  
(アレルギー疾患用)

### 主治医・学校医

- ・管理指導表の記載
- ・専門的観点からの指導
- ・急性発作時の相談 など



医師の指示に基づく  
保護者と学校の共通理解  
の得られた取組の推進



学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン  
(令和元年度改訂)